

名古屋市告示第225号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 7年 4月18日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 3号庄内緑地に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 7年 4月18日から令和11年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課